

(別記)

## 令和7年度水戸市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市では、市内農地のおよそ2/3を水田が占め、稲作主体の農業が展開されている。水田農業は、単位面積当たりの所得は低いものの、年間の労働時間が他の作物に比べ短いため、規模拡大や他の作目を組み合わせた経営がしやすいという特徴がある。しかし、水田農業を取り巻く環境は、生産費の高騰、農業従事者の高齢化と減少、人口減少と食の多様化に伴いコメ消費が中長期的には低迷する見込みであるなど極めて厳しい状況である。地域的には、JAの系統出荷率が低く、農家の販売先が細分化しているため、集荷業者と連携した転作推進が困難になっている。

令和6年産主食用米については令和5年産に比べ生産量が増加したものの、在庫の分散など円滑な供給に滞りが生じたことにより、主食用米価格は高騰し、備蓄米を放出する異例の状況となった。令和7年産においても主食用米は高値が見込まれることから、経営安定のため、主食用米作付意向が高まっている。また、主食用米不足を改善するため転作から主食用米生産に方向転換も見られる。

これまで本市では、主食用米の過剰作付を解消し経営安定を図るため、比較的転換が容易な飼料用米や主に集落営農組織等が担う麦、大豆の作付転換に対する支援を行うとともに、需要に応じた生産を推進してきた。

令和7年度においては、インバウンドによる需要増はあるものの中長期的な国内の需要は減少が想定されるため、引き続き支援が減額されない多収品種による飼料用米の取組を推進するとともに、コメ新市場開拓等促進事業を活用できる新市場開拓用米（輸出用米）の提案も行う。

また、将来的な農業従事者数の減少と耕作放棄に対応するため、集落営農組織等の重要性が増しているところである。経営安定を図るため、麦・大豆・飼料用米・飼料用稲を生産する集落営農組織等への継続的な支援策が必要である。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

若手農業者を中心に、新市場開拓用米（輸出用米）の生産が行われている。一部であるが複数年契約が締結されるなど需要の安定化傾向も見られる。令和6年産からJAは輸出用米と加工用米の集荷上限を設けないこととしたため、飼料用米に代わる作付転換品目として推進する。

令和6年度にコメ新市場開拓等促進事業で、市内6戸の農業者が事業採択を受けたことから、引き続き低コスト生産による新市場開拓用米（輸出用米）作付の拡大に向けた取組を支援していく。

高収益作物については、加工用カンショやネギ生産が行われている。県が設定する園芸作物転換加算については令和6年度に水稻の減少面積要件が撤廃されたところであり、これを活用し、水田における高収益作物導入の農業者支援を図る。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

毎年、水田として利用不能となった耕地や水稻作付の見込みがない耕地は営農計画書とともに申告を促し、現況を確認した上で交付対象外水田として管理をしている。

本市においては、「おおむね団地化された畑地」の基準を、①同種の対象作物を栽培す

る、②おおむね 500 m以内で近接する耕地の集合であって、③その耕作面積の合計が 1 ha 以上となるものとしている。

令和 5 年度には、麦、加工用カンショ等で約 13.7 ha、令和 6 年度には、加工用カンショで約 6.7 ha の畑地化を支援した。令和 7 年度も畑地化の要望があるため、事前に地権者との調整等を依頼し、事業を活用していく。

集落営農組織等が水田で作付けする麦・大豆については、畑地化した場合、水田活用交付金の交付対象でなくなり、ゲタ対策のみの支援となることから、集落営農組織等の運営が困難となる。また、麦・大豆以外の高収益作物への転換も容易ではない。引き続き水田活用交付金を活用し、持続的な集落営農組織運営が可能となるよう、湛水管理や連作障害防止の取組を推進し、麦・大豆への作物転換を図っていく。

内原地区では、麦・大豆と主食用水稻のブロックローテーションが確立されており、継続して取組を支援していく。それ以外の地区についても、畑地化促進事業・産地づくりに向けた体制構築支援を活用し、ブロックローテーションの実施に向けた話し合いができるよう環境を整えていく。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

本市の主要作物である主食用米については、米集荷業者と連携しながら、農業者自らが需要に応じた米生産に取り組むよう推進するとともに、付加価値の高い高品質で安全な米の生産とそのブランド化を図る。

### (2) 備蓄米

本市での取組は無い。全国的な需給状況を踏まえ、関係機関と連携し、必要数量の米穀備蓄体制に努める。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

湿田の多い本市においては、飼料用米等新規需要米を中心的な転作作物として位置付けている。令和 7 年度は、引き続き一般品種の交付金が減額されることから生産性向上等に取り組む農業者を支援することにより、転作意欲の維持・向上を図る。

#### イ 米粉用米

米の需要拡大及び過剰作付解消の観点から、常澄地区で取り組まれている米粉麵等加工食品の推進を図りながら、作付面積の拡大を目指す。

#### ウ 新市場開拓用米

輸出用米は令和 3 年度以降、水田リノベーション事業の対象となり、令和 5 年度からは、コメ新市場開拓等促進事業で採択され継続的に取り組んでいる。関係機関・集荷業者と連携をしながら、引き続き事業を活用し取組面積の拡大や複数年契約の導入を推進する。

#### エ WCS 用稲

飼料価格高騰の影響で畜産農家から増産要望が高まっている。今後も継続的な需要が想定され、作付転換の重要な品目であることから生産性向上等の取組に対する支援により作付面積の拡大に努める。また、ニーズの高い茎葉型品種の導入や品質向上を促し集落営農組織等の運営安定を図る。

## オ 加工用米

令和6年度はコメ新市場開拓等促進事業に1件採択された。JAは加工用米の集荷上限を設けないこととしているため出荷要望があれば事業を案内しつつ飼料用米に代わる作付転換品目として推進する。

### (4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆は、主要な転作作物として推進しており、引き続き産地交付金や本市独自の助成金により支援する。地域の担い手を中心に、二毛作及びブロックローテーションの取組を推進しながら生産面積の維持を図る。

飼料作物は、二毛作の取組を支援することで水田の有効利用を図るとともに、水張りが難しい耕地については畑地化を検討する。

### (5) そば、なたね

そばの水田作付け面積は小規模にとどまっている。二毛作の支援により水田の有効活用と生産面積維持を図る。

なたねについては、畑での作付けのみで、水田での作付けが行われていない。今後、水田での作付けが行われる場合は、転作の対象作物として支援し、生産の安定を図っていく。

### (6) 地力増進作物

作付け面積がごく小規模のため、特段の取組を行わない。

### (7) 高収益作物

加工用カンショやネギの栽培面積が拡大していることから、水田の作付転換の場合は県設定の園芸作物転換加算を活用し生産を支援する。

## 5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

## 別紙

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	2,910.6		2,993.3		2,770.8	
備蓄米	0.0		0.0		0.0	
飼料用米	270.4		221.3		289.6	
米粉用米	2.6		2.6		2.5	
新市場開拓用米	13.8		5.9		13.8	
WCS用稲	109.8		86.0		113.4	
加工用米	1.9		0.0		1.9	
麦	118.9	16.8	119.0	16.8	119.0	16.8
大豆	69.8	56.5	69.8	56.5	73.8	55.6
飼料作物	0.9		0.9		5.2	2.6
・子実用とうもろこし	0.0		0.0		0.0	
そば	3.4		3.4		1.7	
なたね	0.0		0.0		0.0	
地力増進作物	0.0		0.0		0.0	
高収益作物	0.0		0.2		0.2	
・野菜	0.0		0.2		0.2	
・花き・花木	0.0		0.0		0.0	
・果樹	0.0		0.0		0.0	
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0	
その他	0.0		0.0		0.0	
・						
畑地化	20.4		0.3		22.0	

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米（基幹作）	飼料用米生産性向上の取組への加算	飼料用米生産性向上の取組面積	（令和5年度） 398.8 ha （令和6年度） 270.4 ha	（令和7年度） 286.0 ha （令和8年度） 289.6 ha
2	飼料用米（基幹作）	水稻生産数量目標達成への加算	飼料用米生産性向上の取組面積	（令和5年度） 398.8 ha （令和6年度） 270.4 ha	（令和7年度） 286.0 ha （令和8年度） 289.6 ha
3	麦，大豆（基幹作）	麦，大豆の大規模化加算	大規模化加算の対象面積	（令和5年度） 119.8 ha （令和6年度） 109.6 ha	（令和7年度） 119.8 ha （令和8年度） 119.8 ha
4	麦，大豆，そば，飼料作物（飼料用水稲を除く）	二毛作助成	二毛作助成の対象面積	（令和5年度） 74.4 ha （令和6年度） 70.1 ha	（令和7年度） 74.4 ha （令和8年度） 74.4 ha
5	麦，大豆（基幹作）	ブロックローテーション加算	ブロックローテーション加算の対象面積	（令和5年度） 64.1 ha （令和6年度） 62.4 ha	（令和7年度） 64.1 ha （令和8年度） 64.1 ha
6	WCS用稲（基幹作）	WCS用稲生産性向上等の取組への加算	WCS用稲生産性向上等の取組面積	（令和5年度） 113.4 ha （令和6年度） 109.7 ha	（令和7年度） 113.4 ha （令和8年度） 113.4 ha

- ※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。
- ※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:水戸市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米生産性向上の取組への加算	1	7,000	飼料用米	フレコン出荷, 共同乾燥調製施設の活用等
2	水稻生産数量目標達成への加算	1	2,000	飼料用米	フレコン出荷, 共同乾燥調製施設の活用等
3	麦, 大豆の大規模化加算	1	5,000	麦, 大豆	麦, 大豆(基幹作)の合計作付面積が5ha以上
4	二毛作助成	2	16,000	麦, 大豆, そば, 飼料作物(飼料用水稲を除く)	麦, 大豆, そば, 飼料作物(飼料用水稲を除く)の二毛作
5	ブロックローテーション加算	1	2,000	麦, 大豆	概ね4ha以上(連担化は要件としない)の麦, 大豆(基幹作)のブロックローテーションを行っていること。
6	WCS用稲生産性向上等の取組への加算	1	2,000	WCS用稲	疎植栽培, 生産組合による取組等

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。  
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。